

ひとにやさしいまちづくり

こうちあったかパーキング制度

(高知県障害者等用駐車場利用証交付制度)

「こうちあったかパーキング制度」は、公共施設や店舗などの障がい者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障がい者や高齢者など移動に配慮が必要な方に、県が県内共通の利用者証を交付する制度です。



- 対象となる方に、県障害保健福祉課および県福祉保健所で交付します。(申請が必要です。)
- 利用証はルームミラーなどにかけて外から見えるように掲示します。

【対象となる方】

- ・身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高齢、難病などにより移動に配慮が必要な方
- ・妊産婦、けがなどにより一時的に移動に配慮が必要な方

**この制度の基本となるのは、県民の皆さん一人ひとりのゆずりあいの心です。
本当に必要な方が利用できるようご協力をお願いします。**

○お問い合わせ 高知県障害保健福祉課 088-823-9663
 本庁 健康福祉課 福祉係 43-2124
 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 55-3113

6月は高知県の「男女共同参画推進月間」です

高知県では「高知県男女共同参画社会づくり条例」の中で、毎年6月を「男女共同参画推進月間」と位置づけています。

◆男女共同参画とは

「男だから、女だから、〇〇すべき」といった固定的な考えにとらわれず、お互いに社会の対等なパートナーとして認め合い、自分の意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、自由に生き方を選び、また共に責任を担う社会をめざすことです。

例えば、こんなことが男女共同参画に繋がっています。

○家庭で

結婚・出産後も女性が働き続けられるよう、家庭と仕事を両立するために「家事は女性の仕事」と決め付けず、家事・育児などは家族みんなで分担しましょう。

○職場で

近年では、子育てを楽しみたい、積極的に関わりたいという男性も増えています。

子どもの授業参観や学校などの行事へ参加するために、あるいは、

子どもが熱を出したと保育所から連絡があったときなど、安心して休めるような職場環境や雰囲気作りも男女共同参画への大事な一歩です。

まずは、あなたの身の回りから行動に移してみませんか。

○お問い合わせ

高知県文化生活スポーツ部
 県民生活・男女共同参画課

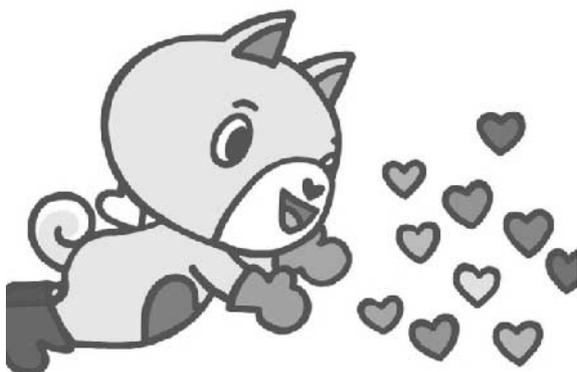
088-823-9651

こうち男女共同参画センター「ソール」

088-873-9100

佐賀支所 地域住民課 人権啓発係

55-3113



(公財)高知県人権啓発センター
 人権啓発マスコットキャラクター こころん